

第5節 鉄道施設災害応急対策

市内を運行する鉄道施設において、火災、衝突事故、その他の事故の災害が発生した場合は、多数の人的被害と二次災害による被害の拡大も予想されるため、迅速かつ的確な消防活動を展開し、人命の保護と被害の軽減を図る。

1 事前対策

管轄区域内の鉄道施設における災害防止と発生時における応急対策について、次の点に留意し、その対策を講じておくものとする。

(1) 鉄道施設の掌握

- ア 駅舎の構造形態及び流動人員の概要
- イ 周囲の地勢
- ウ 軌道施設の形状（高架、橋梁、盛土、切取部、平坦部等の別）
- エ トンネルの長さ、出入口の地形等
- オ 軌道内への進入方法（防護フェンス等の設置状況）
- カ 周辺の水利状況及び医療機関
- キ 列車の交通量及び危険物品等輸送量の概要

(2) 防ぎよ計画の策定

鉄道において、軌道又は駅舎及びトンネル部分で、消防活動上特に必要と認めるものについては、防ぎよ計画を策定する。

(3) 実態把握

消防隊等は警防査察を行い、鉄道施設等の実態を把握するものとする。

(4) 関係者等との協議

鉄道施設の関係者と、災害予防又は発災時における協力体制について、協議しておくものとする。

(5) 訓練の実施

鉄道施設側の行う総合的な防災訓練を積極的に指導し、必要に応じて総合的な訓練を実施するものとする。

2 応急対策

(1) 消防隊等の出場

鉄道施設において、火災その他の災害が発生した場合は、火災出場区分の第1出場及び救急出場区分の第2出場を原則とするが、災害が拡大した場合は、特殊車両及び必要資機材を含めて部隊を増強する。

(2) 警防活動の基本

災害発生現場における警防活動は、当該災害に係る人命救助活動を優先実施するとともに、災害の状況によっては周辺地域住民を避難させる等、人命の安全確保を最優先に実施する。

(3) 災害時の全般的対策

ア 現場指揮本部の設置

災害及び地勢の特異性を考慮し、災害種別に関係なく災害現場直近に現場指揮本部を設置し、これを拠点として活動するものとする。

イ 現場指揮本部の措置

現場指揮本部は、鉄道関係者と協議して次の措置を行うものとする。

- (ア) 災害の種別、規模、人的被害等災害状況の把握
- (イ) 活動方針の決定
- (ウ) 必要消防隊等の早期要請並びに資機材の集結
- (エ) 関係方面への連絡及び緊急措置の要請
- (オ) 周辺地域住民に対する避難勧告
- (カ) 消防広報の実施

ウ 列車停止、送電停止措置

軌道施設内で災害が発生した場合、後続及び対向車両の運行停止並びに架線等への送電停止措置について、鉄道施設関係者に要請するものとする。

エ 軌道内への進入

軌道内への進入は、踏切等一般道路の交差点のほか、次による。

- (ア) 高架、橋梁、切取部等軌道施設の形状に応じ、梯子車、ロープ等を臨機に活用する。
- (イ) 軌道内作業用資機材搬入口を活用する。

オ 発災車両への進入

- (ア) 発災車両への進入にあつては、必ず破壊器具を携行し、車両の窓又は出入口を破壊して進入する。また、屋根部分は比較的軟弱材が使用されているので、状況によっては万能切断機を使用して内部進入を図る。
- (イ) 火災以外の災害であっても、消防隊1隊は注水態勢を整える。

カ トンネル内で災害が発生した場合

- (ア) 人命救助、避難誘導にあつては、トンネル出口距離と風向を考慮して、安全が確保でき、かつ、速やかに脱出できる方向を決定して行う。
- (イ) 昼間であっても照明器具を確保し、効果的な活用を図るものとする。
- (ウ) 火災発生の場合は、空気呼吸器を着装する。
- (エ) 注水は人命救護と排煙のため噴霧注水を原則とするが、火勢の状況によってストレート注水も併用する。

(4) 消火活動

ア 駅舎、車庫等の建築物又は乗客を収容していない車両が火災の場合は、建物火災に準じた消火活動を原則とする。

イ 乗客収容の車両から出火した場合は、人命救助に重点をおき、包囲態勢をとり、車内に進入して一挙鎮圧を図る。

ウ 特に火勢が強く延焼のおそれがあるときは、風下の車両を切り離す。切り離し不能の場合は、発災車両前後の車両に進入して延焼阻止を図る。

エ 車両火災が周囲建物へ延焼するおそれがあるときは、出場消防隊の一部を延焼拡大方面の防ぎよに当たらせる。

オ 石油類等の危険物、高圧ガス、毒劇物等の輸送車両から、火災が発生した場合は、危険物等の種類、数量、性状、消防力の必要数、必要資機材等について確認し、活動方針を決定、当該火災に適応した消火活動を展開するものとする。周囲建物等に延焼している場合は、延焼火災の消火を優先し車両火災の消火に移行する。

また、車両の切り離し、注水による冷却等状況に応じた措置を講ずるものとする。

(5) 人命救助・救急活動

ア 救助活動

災害状況の早期把握に努めるとともに、災害の実情に即応する救助資機材の有効活用を図る。

- (ア) 重症者及び危険の切迫している者、あるいは老幼婦女子の自力で脱出できない者を優先して救出する。
- (イ) 軌道施設内の誘導は引率方式をとり、夜間及びトンネル内にあつては照明機器を用いて安全管理を図る。
- (ウ) ロープを展張して避難路を確保する。

イ 救急活動

第11章「救助・救急計画」による。

ウ その他

前記に定めるもののほか、救助、救急活動対策については、救助救急対策を準用する。